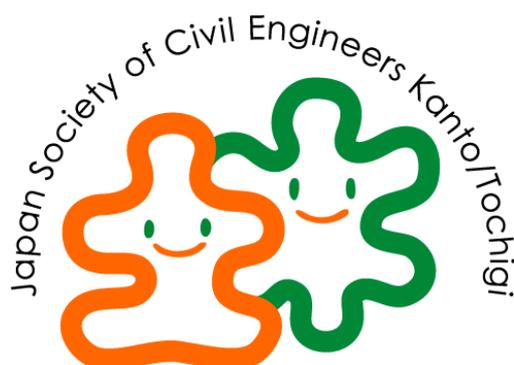


令和2(2020)年度

土木学会関東支部栃木会

総会資料



豊かな国土 技術で贈ろう 未来の子らへ

日 時：令和2(2020)年8月24日(月)～9月4日(金)

開催方法：書面開催 (Web 開催を含む)

令和 2 (2020) 年度 土木学会関東支部栃木会 総会

次 第

【日 時】：令和 2 (2020) 年 8 月 2 4 日 (月) ～ 9 月 4 日 (金)

【開催方法】：書面開催 (Web 開催を含む)

1 議 事

第 1 号議案 土木学会関東支部栃木会規約変更 (案) . . . P1

会員の退会・除名・資格喪失に関する規約を追加しました。

第 2 号議案 会員の退会について . . . 資料なし

株式会社福島組様より退会届が提出されました。

第 3 号議案 令和 2 (2020) 年度役員改選について . . . P8

事務局案です。資料の中で (新) は新任の方、(再) は再任の方をそれぞれ示しております。表示のない方は任期中です。

いずれの議案についても、令和 2 年度第 1 回幹事会において同意が得られております。

2 報告事項

第 1 号 令和元 (2019) 年度事業報告について . . . P9

第 2 号 令和元 (2019) 年度会計収支決算について . . . P12

第 3 号 令和元 (2019) 年度会計監査報告について . . . P14

第 4 号 令和 2 (2020) 年度事業計画について . . . P15

第 5 号 令和 2 (2020) 年度会計収支予算について . . . P16

【案】

土木学会関東支部栃木会規約

【案】

土木学会関東支部栃木会規約

(名称)

第1条 この会は、土木学会関東支部栃木会（以下「本会」と称する。）という。

(目的)

第2条 本会は、土木工学の進歩及び土木事業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うことができる。

- (1) 土木工学及び土木事業に関する技術研究発表会、講演会、講習会及び視察見学会等の実施
- (2) 土木工学及び土木事業に関する調査、研究及び奨励、援助に関する事業
- (3) 土木工学及び土木事業に関する図書、その他資料の収集及び保管に関する事業
- (4) 土木工学及び土木事業の普及、広報に関する事業
- (5) 会員相互の親睦に関する事業
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、栃木県内に在住または勤務する土木学会の会員（正会員、フェロー会員、名誉会員）
- (2) 学生会員 栃木県内の教育機関において、土木工学の課程を習得中の土木学会の学生会員
- (3) 個人会員 本会の目的に賛同する個人
- (4) 団体会員 本会の目的に賛同する団体

(入会と会費)

第5条 会員となるには、別に定める入会申込書に必要事項を記入提出し、幹事会の承認を得なければならない。

2 会員は、次の会費を納入しなければならない。

第1号議案

- (1) 正会員 土木学会正会員のため、会費を免ずる。
- (2) 学生会員 土木学会学生会員のため、会費を免ずる。
- (3) 個人会員 年会費 2,000 円とする。
- (4) 団体会員 年会費 1 口 10,000 円とする。

(退会)

第 6 条 会員は、次の場合に退会する。

- (1) 第 4 条各号に規定する資格をそれぞれ失ったとき。
- (2) 会員の氏名あるいは団体名、退会する旨と退会時期を明記した退会届（書式自由）を提出の上、幹事会の承認を得たとき。

(除名)

第 7 条 本会は、次の場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会員が本会の名誉を傷つけ又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(会員資格の喪失)

第 8 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 5 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 破産したとき。
- (3) 当該個人会員が死亡し又は当該団体会員が解散したとき。

(役員)

第 9 条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 幹 事 長 1 名
- (4) 副 幹 事 長 1 名
- (5) 幹 事 若干名
- (6) 事 務 局 長 1 名
- (7) 事 務 局 次 長 1 名
- (8) 会 計 監 事 2 名

(役員を選任)

第 10 条 役員を選任方法は次のとおりとする。

第1号議案

- (1) 会長及び副会長は、正会員の中から総会において選任する。
- (2) 幹事長、副幹事長及び幹事は、会長が推薦し、総会の承認を得て決定する。
- (3) 事務局長及び事務局次長は会長が委嘱する。
- (4) 会計監事は、総会において選任する。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事長は、会長の意を受けて幹事会を開き、本会の運営に当たる。
- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長に事故のあるときには、その職務を代理する。
- (5) 幹事は、幹事会の定めるところに従い会務の執行に当たる。
- (6) 事務局長は、会長の指揮を受け本会の事務を処理し、会務の運営に当たる。
- (7) 事務局次長は、局長を補佐し局長に事故のあるときには、その職務を代理する。
- (8) 会計監事は、本会の会計監査を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(顧問)

第13条 本会は、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、幹事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問に関する内規は、幹事会が定める。

(会議)

第14条 会議は、総会、幹事会とし、総会は会長が招集し、幹事会は幹事長が招集する。

- 2 総会は、毎年度当初及び必要に応じて開催し、議長は会長がこれに当たる。
なお、票決権は正会員・学生会員・個人会員は1名1票、団体会員は1口5

第1号議案

票とし、決定に当たっては、出席者の過半数以上の同意を得るものとする。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成し、議長は幹事長が当たる。

4 幹事長は、必要と認めるときは、部会を設けることができる。

(事業計画、収支予算及び決算)

第15条 本会の事業計画、収支予算および決算は、会長が作成し、幹事会の過半数以上の同意を得て決定し、年度当初の総会において報告する。

(経費等)

第16条 本会の経費は、会費、援助金及び寄附金等による。

(会計年度)

第17条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第18条 この規約の変更は、総会の同意を得なければならない。

(事務局)

第19条 本会は宇都宮大学地域デザイン科学部に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長の指揮をうけ本会の事務を処理する。

3 事務局には、若干名の事務局員を置く。

(付則)

1 この規約は、平成8年10月18日から施行する。

2 初年度の会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事及び会計監事は、本会設立準備会で推薦し、設立総会で選任する。

3 この変更規約は、令和2年9月5日から施行する。

改 正 (案)	現 行
<p>(名称) 第1条 ～ (入会と会費) 第5条 (略)</p> <p><u>(退会)</u> <u>第6条 会員は、次の場合に退会する。</u> <u>(1) 第4条各号に規定する資格をそれぞれ失ったとき。</u> <u>(2) 会員の氏名あるいは団体名、退会する旨と退会時期を明記した退会届（書式自由）を提出の上、幹事会の承認を得たとき。</u></p> <p><u>(除名)</u> <u>第7条 本会は、次の場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</u> <u>(1) 会員が本会の名誉を傷つけ又は本会の目的に反する行為をしたとき。</u></p> <p><u>(会員資格の喪失)</u> <u>第8条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</u> <u>(1) 第5条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。</u> <u>(2) 破産したとき。</u> <u>(3) 当該個人会員が死亡し又は当該団体会員が解散したとき。</u></p> <p>(役員) <u>第9条 (略)</u> (役員を選任) <u>第10条 (略)</u> (役員職務) <u>第11条 (略)</u> (役員任期) <u>第12条 (略)</u></p>	<p>(名称) 第1条 ～ (入会と会費) 第5条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(役員) 第6条 (略) (役員を選任) 第7条 (略) (役員職務) 第8条 (略) (役員任期) 第9条 (略)</p>

第1号議案

<p>(顧問)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>顧問に関する内規は、幹事会が定める。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(事業計画、収支予算及び決算)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(経費等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(会計年度)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第19条 <u>本会は宇都宮大学地域デザイン科学部に事務局を置く。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(付則)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>この変更規約は、令和2年9月5日から施行する。</u></p>	<p>(顧問)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(会議)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(事業計画、収支予算及び決算)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(経費等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(会計年度)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第16条 本会に事務局を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(付則)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

令和2(2020)年度役員一覧(案)

役員	員数	令和2(2020)年度		令和元(2019)年度	備考
会長	1名	(再) 藤原 浩巳	(宇都宮大学教授)	藤原 浩巳	総会で選任
副会長	若干名	(再) 山岡 暁	(宇都宮大学教授)	山岡 暁	総会で選任
		熊倉 一臣	(栃木県県土整備部長)	熊倉 一臣	
		谷黒 克守	(栃木県建設業協会会長)	谷黒 克守	
幹事長	1名	(再) 末武 義崇	(足利大学副学長)	末武 義崇	会長推薦 総会承認
副幹事長	1名	(新) 益子 崇	(栃木県県土整備部次長)	田城 均	会長推薦 総会承認
幹事	若干名	(再) 大森 宣暁	(宇都宮大学教授)	大森 宣暁	会長推薦 総会承認
		(再) 藤倉 修一	(宇都宮大学准教授)	藤倉 修一	
		福島 二郎	(足利大学准教授)	福島 二郎	
		(新) 菅野 光広	(宇都宮工業高等学校長)	小林 綱芳	
		(新) 井上 啓	(国土交通省宇都宮国道事務所長)	小幡 宏	
		(新) 塚本 一三	(国土交通省渡良瀬川河川事務所長)	高田 昇一	
		(新) 上野 寿幸	(栃木県県土整備部技術管理課長)	益子 崇	
		(再) 相良 芳隆	(CCIとちぎ委員・栃木県法面保護施設業協会)	相良 芳隆	
		(再) 小野崎 忠	(栃木県建設業協会常務理事)	小野崎 忠	
		岩澤 理夫	(栃木県舗装協会会長)	岩澤 理夫	
		(再) 堀江 育男	(栃木県測量設計業協会会長)	堀江 育男	
		(新) 高橋 功	(宇都宮市建設技術協会会長)	若狭 康伴	
		花澤 繁	(足利市建設技術協会会長)	花澤 繁	
(新) 浅見 知秀	(小山市建設技術協会会長)	古川 幸一			
越石 彰	(佐野市建設技術協会会長)	越石 彰			
会計監事	2名	(新) 柴 誠	(栃木県県土整備部参事兼宇都宮土木事務所長)	竹中 弘幸	総会で選任
		見目 正明	(建設コンサルタンツ協会栃木地域委員長)	見目 正明	
事務局長	1名	(新) 清木 隆文	(宇都宮大学准教授)	保坂 和秀	会長委嘱
事務局次長	1名	(新) 藤島 博英	(足利大学講師)	天谷 浩之	
顧問	若干名	星野 章	(元栃木県土木部長)	星野 章	会長委嘱 幹事会の同意
		渋沢 芳弥	(元栃木県道路公社理事長)	渋沢 芳弥	
		関口 行雄	(元栃木県土木部長)	関口 行雄	
		古池 弘隆	(宇都宮共和大学教授)	古池 弘隆	
		池田 猛	(元栃木県県土整備部長)	池田 猛	
		池澤 昭	(足利市副市長)	池澤 昭	
		加藤 陽	(元とちぎ建設技術センター理事長)	加藤 陽	
		熊倉 雄一	(元栃木県県土整備部長)	熊倉 雄一	
		黒井 登起雄	(足利工業大学名誉教授)	黒井 登起雄	
中島 章典	(宇都宮大学名誉教授)	中島 章典			

令和元(2019)年度 事業報告

1 幹事会・総会の開催

(ア) 第1回 幹事会の開催

日 時：令和元(2019)年6月24日（月）

場 所：栃木県職員会館ニューみくら

概 要：平成30(2018)年度事業活動内容、収支決算及び令和元(2019)年度事業計画（案）、
収支予算（案）等について審議を行い、総会時の議案を決定した。

(イ) 総会の開催

日 時：令和元(2019)年7月25日（木）

場 所：宇都宮東武ホテルグランデ

議事・報告事項：役員改選、事業報告、会計収支決算報告、会計監査報告、新年度の事業計画、
会計収支予算

参加者：151名

2 講演会・意見交換会の実施

(ア) 講演会

日 時：令和元(2019)年7月25日（木）総会閉会后

場 所：宇都宮東武ホテルグランデ

出席者：155名

概 要：「世界遺産登録を目指す日光市足尾町での取り組み」と題し、宇都宮大学技術専門職
員 青木達也氏の講演を行った。

(イ) 意見交換会

日 時：令和元(2019)年7月25日（木）総会閉会后

場 所：宇都宮東武ホテルグランデ

出席者：137名

概 要：会員相互の情報交換と交流を図るため、意見交換会を実施した。

3 エクスカーションの実施

日 時：令和元(2019)年10月16日（水）

場 所：黒川発電所膳棚水路橋、晩翠橋、旧青木家那須別邸、那須疏水の見学

出席者：77名

概 要：一般県民を対象に、公共事業の役割や歴史的遺産の理解を深めるため、土木遺産等の
見学会を実施した。

4 講習会等の開催・支援

(ア) 技術士を志す方への情報提供講座

日 時：令和2(2020)年2月26日（水）

場 所：栃木県職員会館ニューみくら

出席者：25名

概 要：日本技術士会栃木県支部との共催により、技術士を目指す技術者を対象に講座を
実施した。

報告事項第1号

(イ) コンクリートカヌー大会への助成

概要：令和元(2019)年8月24日(土)に開催された第25回コンクリートカヌー大会(主催：土木学会関東支部)への参加団体に対して、製作費等を助成した。

助成団体：宇都宮工業高等学校・今市工業高等学校・那須清峰高等学校・真岡工業高等学校

5 「土木の日」イベント事業の実施

令和元(2019)年11月7日(木)に予定していた、令和元年度「土木の日」の集いは、令和元年東日本台風の影響により県内に大きな被害が発生したことから、災害復旧業務を優先するため開催を中止した。

6 研究発表会の開催

「土木の日」イベントと同日の開催を予定していたが、「第37回技術研究発表会」は、令和元年東日本台風の影響により県内に大きな被害が発生したことから、災害復旧業務を優先するため開催を中止し、開催方法を変更し書面審査により実施し、令和2(2020)年2月25日(火)栃木県職員会館 ニューみくらにおいて、表彰式を行った。

技術研究発表の内容：

土木技術の向上に関する調査、研究、事例の発表を産業関係者から4件、学校関係者から1件、官庁関係者から4件の計9件の発表書類が提出された。

7 令和元(2019)年度「選奨土木遺産認定書授与式」の開催

日時：令和2(2020)年2月17日(月)

場所：足利大学 本城キャンパス

土木遺産：「旧国鉄足利駅舎」

施設管理者：東日本旅客鉄道株式会社

8 広報活動の積極的な展開

(ア) 新年度の会員名簿を作成し、会員に配布した。(令和元(2019)年10月21日)

令和元(2019)年度 事業報告 (活動状況)

【総会・講演会】



【コンクリートカーナー大会】



【選奨土木遺産認定書授与式】



【エクスカージョン】



【研究発表会】



【技術士を志す方への情報提供講座】



令和元(2019)年度 会計収支決算書【一般会計】

(単位:円)

勘定科目	R01予算額	R01決算額	増減	備考
I 収入の部				
1 特定資産運用収入	0	0	0	
・特定資産運用収入	0	0	0	
2 会費収入	2,468,000	2,394,000	△ 74,000	
・個人	24,000	22,000	△ 2,000	個人会員12人
・法人	2,170,000	2,100,000	△ 70,000	法人会員217口
・前年度未収金	274,000	272,000	△ 2,000	2018(H30)分未収金
3 事業収入	860,000	895,600	35,600	
・意見交換会	700,000	661,000	△ 39,000	参加者負担金
・エクスカージョン	160,000	234,600	74,600	参加者負担金
4 補助金・負担金・寄付金収入	0	0	0	
・負担金収入	0	0	0	土木の日の集い
5 雑収入	328	17,548	17,220	
・雑収入	328	17,548	17,220	利息等
6 繰入金収入	3,359,672	3,359,672	0	
・前期繰越収支差額	2,559,672	2,559,672	0	
・関東支部交付金	800,000	800,000	0	
事業活動収入計(A)	6,688,000	6,666,820	△ 21,180	
II 支出の部				
1 事業費	4,662,000	2,415,722	△ 2,246,278	
・調査研究活動	600,000	0	△ 600,000	研究発表会(技術士・土木学会)等
・意見交換会	700,000	700,000	0	
・会員名簿作成	400,000	119,046	△ 280,954	
・講習会等	350,000	47,484	△ 302,516	
・エクスカージョン	1,100,000	893,704	△ 206,296	
・助成事業等	600,000	202,170	△ 397,830	
・広報活動	700,000	447,798	△ 252,202	HP更新等
・土木遺産ガイドブック作成	200,000	0	△ 200,000	
・予備費	12,000	5,520	△ 6,480	
・記念事業積立	0	0	0	
2 管理費	976,000	472,260	△ 503,740	
・旅費交通費	100,000	11,136	△ 88,864	
・備品消耗品費	94,000	0	△ 94,000	
・通信費	150,000	43,380	△ 106,620	PC用通信費
・会議費	632,000	417,744	△ 214,256	諸会議
3 繰出金	1,050,000	167,239	△ 882,761	
・他会計繰出金(特別会計)	950,000	167,239	△ 782,761	特別会計(土木の日)へ繰出し
・記念事業積立(特別会計)	100,000	0	△ 100,000	25周年記念事業(2ヶ年分)
事業活動支出計(B)	6,688,000	3,055,221	△ 3,632,779	
事業活動収支差額(C)	0	3,611,599	3,611,599	(C)=(A)-(B)

令和元(2019)年度 会計収支決算書【特別会計】 土木の日

(単位:円)

勘定科目	R01予算額	R01決算額	増減	備考
I 収入の部				
1 繰入金収入	950,000	167,239	△ 782,761	
・繰入金収入	950,000	167,239	△ 782,761	一般会計から繰入
・前期繰越収支差額	0	0	0	
事業活動収入計(A)	950,000	167,239	△ 782,761	
II 支出の部				
1 事業費	950,000	167,239	△ 782,761	
・行事費	900,000	167,239	△ 732,761	
・広報費	25,000	0	△ 25,000	
・委員会費	0	0	0	
・通信費	5,000	0	△ 5,000	
・備品消耗品費	5,000	0	△ 5,000	
・雑費	10,000	0	△ 10,000	
・予備費	5,000	0	△ 5,000	
事業活動支出計(B)	950,000	167,239	△ 782,761	
事業活動収支差額(C)	0	0	0	(C)=(A)-(B)

令和元(2019)年度 会計収支決算書【特別会計】 25周年記念事業

(単位:円)

勘定科目	R01予算額	R01決算額	増減	備考
I 収入の部				
1 繰入金収入	100,000	0	△ 100,000	
・繰入金収入	100,000	0	△ 100,000	一般会計から繰入(2ヶ年分)
・前期繰越収支差額	0	0	0	
事業活動収入計(A)	100,000	0	△ 100,000	
II 支出の部				
1 事業費	0	0	0	
・行事費	0	0	0	
・広報費	0	0	0	
・委員会費	0	0	0	
・通信費	0	0	0	
・備品消耗品費	0	0	0	
・雑費	0	0	0	
・予備費	0	0	0	
事業活動支出計(B)	0	0	0	
事業活動収支差額(C)	100,000	0	△ 100,000	(C)=(A)-(B)

※ 25周年記念事業特別会計については、支出を行わず全額次年度への積立とする。

監 査 報 告

土木学会関東支部栃木会の令和元(2019)年度収入及び事業の執行に伴う支出について、土木学会関東支部栃木会規約第8条第8項に基づき監査を実施した結果、適正と認められましたので、報告いたします。

令和2(2020)年4月1日

会計監事 梶 目 正 明 

会計監事 竹 中 弘 幸 

土木学会関東支部栃木会

会長 藤 原 浩 己 様

令和2(2020)年度 事業計画

1 総会の開催

- (ア) 日 時 令和2(2020)年8月24日(月)～令和2(2020)年9月4日(金)
- (イ) 場 所 書面開催(Web開催を含む)
- (ウ) 議事・報告事項 規約変更、会員の退会、役員改選、事業報告、会計収支決算報告、会計監査報告、新年度の事業計画、会計収支予算

2 講演会・意見交換会

- (ア) 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年度の講演会、意見交換会は中止する。

3 エクスカーションの実施

- (ア) エクスカーション 地域の自然や歴史、文化とともに社会資本に触れる体験型の見学会を一般者も対象に実施する。

4 幹事会

- (ア) 幹事会の開催 令和2(2020)年6月29日(月)～令和2(2020)年7月10日(金)
- (イ) 場 所 書面開催(Web開催を含む)

5 広報活動の積極的な展開

- (ア) 土木工学及び土木事業の普及・広報のためホームページ等で積極的な広報活動を行う。
- (イ) 新年度の会員名簿を作成し、会員に配布する。

6 「土木の日」イベント事業・技術研究発表会の開催

例年11月に、11月18日の「土木の日」のPRのため、「CCIとちぎ」との共催により、宇都宮市内において講演会等を実施し、併せて、県内の土木事業及び土木工学の発展に寄与するため、「技術研究発表会」を「栃木県建設技術協会」との共催により開催する。

7 各種講習会、シンポジウム等への参加・支援

土木工学に関する各種講演会、シンポジウム、学生イベント等へ積極的に参加又は支援する。

- (ア) 各種シンポジウムへの協賛。
- (イ) 各種研究発表会等への参加・支援。
- (ウ) 会員の技術力向上を目的とした「技術講習会」の実施。
- (エ) 小中学校を対象に土木に関連した題材で「総合学習」等の実施及びその支援。

※第26回コンクリートカヌー大会中止に伴い、今年度は、「コンクリートカヌー大会」参加団体への支援は行わない。

令和2(2020)年度 会計収支予算書【一般会計】

(単位:円)

勘定科目	R02予算額	R01予算額	増減	備考
I 収入の部				
1 特定資産運用収入	0	0	0	
・特定資産運用収入	0	0	0	
2 会費収入	2,226,000	2,468,000	△ 242,000	
・個人	24,000	24,000	0	個人会員12人×2,000円
・法人	2,160,000	2,170,000	△ 10,000	法人会員216口×10,000円
・前年度未収金	42,000	274,000	△ 232,000	2019(R01)分未収金
3 事業収入	160,000	860,000	△ 700,000	
・意見交換会	0	700,000	△ 700,000	参加者負担金0名×5,000円
・エクスカージョン	160,000	160,000	0	参加者負担金80名×2,000円
4 補助金・負担金・寄付金収入	0	0	0	
・負担金収入	0	0	0	土木の日の集い
5 雑収入	401	328	73	
・雑収入	401	328	73	利息等
6 繰入金収入	4,411,599	3,359,672	1,051,927	
・前期繰越収支差額	3,611,599	2,559,672	1,051,927	
・関東支部交付金	800,000	800,000	0	
事業活動収入計(A)	6,798,000	6,688,000	110,000	
II 支出の部				
1 事業費	4,722,000	4,662,000	60,000	
・調査研究活動	600,000	600,000	0	研究発表会(技術士・土木学会)等
・意見交換会	0	700,000	△ 700,000	
・会員名簿作成	400,000	400,000	0	
・講習会等	350,000	350,000	0	
・エクスカージョン	1,100,000	1,100,000	0	
・助成事業等	600,000	600,000	0	
・広報活動	700,000	700,000	0	HP更新等
・土木遺産ガイドブック作成	200,000	200,000	0	
・予備費	772,000	12,000	760,000	R02繰越予算余剰分による増
2 管理費	976,000	976,000	0	
・旅費交通費	100,000	100,000	0	
・備品消耗品費	94,000	94,000	0	
・通信費	150,000	150,000	0	PC用通信費
・会議費	632,000	632,000	0	諸会議
3 繰出金	1,100,000	1,050,000	50,000	
・他会計繰出金(特別会計)	950,000	950,000	0	特別会計(土木の日)へ繰出し
・記念事業積立(特別会計)	150,000	100,000	50,000	25周年記念事業(3ヶ年分) 50,000×3=150,000
事業活動支出計(B)	6,798,000	6,688,000	110,000	
事業活動収支差額(C)	0	0	0	(C)=(A)-(B)

令和2(2020)年度 会計収支予算書【特別会計】 土木の日

(単位:円)

勘定科目	R02予算額	R01予算額	増減	備考
I 収入の部				
1 繰入金収入	950,000	950,000	0	
・繰入金収入	950,000	950,000	0	一般会計から繰入
・前期繰越収支差額	0	0	0	
事業活動収入計(A)	950,000	950,000	0	
II 支出の部				
1 事業費	950,000	950,000	0	
・行事費	900,000	900,000	0	
・広報費	25,000	25,000	0	
・委員会費	0	0	0	
・通信費	5,000	5,000	0	
・備品消耗品費	5,000	5,000	0	
・雑費	10,000	10,000	0	
・予備費	5,000	5,000	0	
事業活動支出計(B)	950,000	950,000	0	
事業活動収支差額(C)	0	0	0	(C)=(A)-(B)

令和2(2020)年度 会計収支予算書【特別会計】 25周年記念事業

(単位:円)

勘定科目	R02予算額	R01予算額	増減	備考
I 収入の部				
1 繰入金収入	150,000	100,000	50,000	
・繰入金収入	50,000	100,000	△ 50,000	一般会計から繰入(1ヶ年分)
・前期繰越収支差額	100,000	0	100,000	
事業活動収入計(A)	150,000	100,000	50,000	
II 支出の部				
1 事業費	0	0	0	
・行事費	0	0	0	
・広報費	0	0	0	
・委員会費	0	0	0	
・通信費	0	0	0	
・備品消耗品費	0	0	0	
・雑費	0	0	0	
・予備費	0	0	0	
事業活動支出計(B)	0	0	0	
事業活動収支差額(C)	150,000	100,000	50,000	(C)=(A)-(B)

※ 25周年記念事業特別会計については、支出を行わず全額次年度への積立とする。

土木学会関東支部栃木会規約

土木学会関東支部栃木会規約

(名称)

第1条 この会は、土木学会関東支部栃木会（以下「本会」と称する。）という。

(目的)

第2条 本会は、土木工学の進歩及び土木事業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うことができる。

- (1) 土木工学及び土木事業に関する技術研究発表会、講演会、講習会及び視察見学会等の実施
- (2) 土木工学及び土木事業に関する調査、研究及び奨励、援助に関する事業
- (3) 土木工学及び土木事業に関する図書、その他資料の収集及び保管に関する事業
- (4) 土木工学及び土木事業の普及、広報に関する事業
- (5) 会員相互の親睦に関する事業
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、栃木県内に在住または勤務する土木学会の会員（正会員、フェロー会員、名誉会員）
- (2) 学生会員 栃木県内の教育機関において、土木工学の課程を習得中の土木学会の学生会員
- (3) 個人会員 本会の目的に賛同する個人
- (4) 団体会員 本会の目的に賛同する団体

(入会と会費)

第5条 会員となるには、別に定める入会申込書に必要事項を記入提出し、幹事会の承認を得なければならない。

2 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 土木学会正会員のため、会費を免ずる。
- (2) 学生会員 土木学会学生会員のため、会費を免ずる。

- (3) 個人会員 年会費 2,000 円とする。
- (4) 団体会員 年会費 1 口 10,000 円とする。

(役員)

第 6 条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 幹 事 長 1 名
- (4) 副 幹 事 長 1 名
- (5) 幹 事 若干名
- (6) 事 務 局 長 1 名
- (7) 事 務 局 次 長 1 名
- (8) 会 計 監 事 2 名

(役員を選任)

第 7 条 役員を選任方法は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、正会員の中から総会において選任する。
- (2) 幹事長、副幹事長及び幹事は、会長が推薦し、総会の承認を得て決定する。
- (3) 事務局長及び事務局次長は会長が委嘱する。
- (4) 会計監事は、総会において選任する。

(役員職務)

第 8 条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事長は、会長の意を受けて幹事会を開き、本会の運営に当たる。
- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長に事故のあるときには、その職務を代理する。
- (5) 幹事は、幹事会の定めるところに従い会務の執行に当たる。
- (6) 事務局長は、会長の指揮を受け本会の事務を処理し、会務の運営に当たる。
- (7) 事務局次長は、局長を補佐し局長に事故のあるときには、その職務を代理する。
- (8) 会計監事は、本会の会計監査を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(顧問)

第10条 本会は、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、幹事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(会議)

第11条 会議は、総会、幹事会とし、総会は会長が招集し、幹事会は幹事長が招集する。

- 2 総会は、毎年度当初及び必要に応じて開催し、議長は会長がこれに当たる。
なお、票決権は正会員・学生会員・個人会員は1名1票、団体会員は1口5票とし、決定に当たっては、出席者の過半数以上の同意を得るものとする。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成し、議長は幹事長が当たる。
- 4 幹事長は、必要と認めるときは、部会を設けることができる。

(事業計画、収支予算及び決算)

第12条 本会の事業計画、収支予算および決算は、会長が作成し、幹事会の過半数以上の同意を得て決定し、年度当初の総会において報告する。

(経費等)

第13条 本会の経費は、会費、援助金及び寄附金等による。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第15条 この規約の変更は、総会の同意を得なければならない。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長の指揮を受け本会の事務を処理する。
- 3 事務局には、若干名の事務局員を置く。

(付則)

- 1 この規約は、平成8年10月18日から施行する。
- 2 初年度の会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事及び会計監事は、本会設立準備会で推薦し、設立総会で選任する。